

○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第六十一号）（抄）

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第五条 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の十八」を「第二十九条」に改め、「第五節 勤労者財産形成助成金等（第二十九条―第二十九条の三）」を削り、「第四十二条の三―」を「第四十三条・」に改める。

第一条第二項第五号中「分譲貸付け又は」及び「それぞれ」を削り、「第九条第一項第一号の貸付け又は同項第三号」を「第九条第一項」に改める。

第十三条第五項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一項」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項」に改める。

第十四条の二に次の一号を加える。

五 家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢

者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

第十四条の五中「住宅の建設若しくは購入及び分譲の業務又は」を削る。

第十四条の二十三第四号中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改める。

「第五節 勤労者財産形成助成金等」を削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第二十九条の二及び第二十九条の三を削る。

第三十条中「第九条第一項第一号」を「第九条第一項」に改める。

第三十一条から第三十一条の三までを削る。

第三十二条中「第九条第一項第三号」を「第九条第一項」に改め、同条第一号中「定期預入等」を「法

第六条第一項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第二号の二イに規定する保険料の払込み、同項第三号イに規定する金銭の積立て若しくは債券の購入、

同条第二項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第三号イに規定する保険料の払込み、同条第四項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み又は同項第三号イに規定する保険料の払込み（以下「定期預入等」と総称する。）に改め、同条第四号中「分譲貸付け若しくは機構の行う法第九条第一項第二号の貸付け又は共済組合等の行う法第十五条第二項の住宅の分譲」を「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第八十七条の規定による改正前の法第九条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の貸付け」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の範囲）

第三十二条 法第九条第一項の政令で定める事業主は、その構成員である事業主のうち常時雇用する勤労者の数が百人以下であるものの割合が厚生労働省令で定める割合以上である事業主団体の構成員である事業主とする。

第三十三条（見出しを含む。）中「第九条第一項第三号」を「第九条第一項」に改める。

第三十五条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

第三十六条の前の見出し及び同条を削る。

第三十七条第一項を次のように改める。

　転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、法第十一条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率（以下「貸付基準利率」という。）とする。

第三十七条第二項を削り、同条第三項中「新築住宅」の下に「（新たに建設された住宅で、まだ人の居

住の用に供したことの無いものをいう。以下この項において同じ。」を、「既存住宅」の下に「（購入に係る住宅で、新築住宅以外のものをいう。次項において同じ。）」を加え、「当該住宅に準ずる耐久性を有するものとして厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当する住宅にあつては三十年以内」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条を第三十六条とし、同条の前に見出しとして「（勤労者財産形成持家融資に係る貸付金の利率等）」を付する。第三十七条の二第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第三十七条とする。

第三十八条第一項中「分譲貸付け等及び」を削り、同条第二項中「第三十七条」を「第三十六条」に改める。

第三十九条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（教育融資）」を付し、同条第一項中「第十条の三第一項第一号イ」を「第十条の三第一号」に、「同号ロ」を「同条第二号」に、「は同号ロ」を「は同号」に、「同号ハ」を「同条第三号」に、「は同号ハ」を「は同号」に、「同号イからハまで」を「同条第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「第十条の三第一項第一号イ」を「第十条の三第一号」に改める。

第三十九条の三、第三十九条の四、第四十二条の三及び第四十二条の四を削る。

第四十三条を次のように改める。

(事務代行団体の構成員である中小企業の事業主の範囲)

第四十三条 法第十四条第一項の政令で定める額は、三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）とする。

2 法第十四条第一項の政令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）とする。

第四十四条第三項中「第三十一条の二」を「第三十二条」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「第三十五条第一項第二号イ(1)に規定する中小企業の事業主をいう」を「その資本金の額又は出資の総額が厚生労働省令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が厚生労働省令で定める数を超えない事業主をいう」に、「附則第六項」を「附則第五項」に、「第三十七条第一項本文」を「第三十六条第一項」に改め、同項第一号イ中「第三十七条第一項第一号イに定める率以内」を

「貸付基準利率から年二パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項中「第三十七条第五項」を「第三十六条第四項」に、「附則第三項及び第四項」を「附則第二項及び第三項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「附則第五項」を「附則第四項」に、「第三十七条第五項」を「第三十六条第四項」に、

「附則第三項（附則第六項）」を「附則第二項（附則第五項）」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第八項を附則第七項とする。

附則第九項中「第三十五条第三項及び第四項」を「第三十五条」に、「同条第三項第二号」を「同条第一項第二号」に、「同条第四項」を「同条第二項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十項中「第三十七条第一項本文」を「第三十六条第一項」に改め、同項第一号中「第三十七条第一項各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める率」を「貸付基準利率」に、「当該各号に定める率

以下」を「貸付基準利率以下」に改め、「それぞれ」を削り、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第三項」を「附則第二項」に、「附則第六項」を「附則第五項」に、「第三十七条第一項本文」を「第三十六条第一項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十項第一号」を「附則第九項第一号」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第五項及び第七項」を「附則第四項及び第六項」に、「第三十七条第五項」を「第三十六条第四項」に、「附則第十一項」を「附則第十項」に、「附則第三項（附則第六項）を「附則第二項（附則第五項）」に、「附則第四項及び附則第十項」を「附則第三項及び附則第九項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第二条第二項」を「附則第二条」に改め、「住宅の建設若しくは購入及び」を削り、同項を附則第十二項とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(勤労者財産形成促進法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法施行令第三十七条第一項ただし書の貸付金の貸

付けであつて、独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律

第八十二号)附則第三条第一項の規定による解散前の住宅金融公庫若しくは独立行政法人住宅金融支援機

構がこの政令の施行の日前に当該貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。